

事 務 連 絡

令和 3 年 4 月 1 日

都道府県 農山漁村地域整備交付金担当課長 各位

農村振興局 地域整備課長

林 野 庁 計 画 課 長

水 産 庁 防 災 漁 村 課 長

農山漁村地域整備交付金における重点事業等について

農山漁村地域整備交付金の実施にあたっては、国土強靱化基本計画や経済財政運営と改革の基本方針 2020 等を踏まえ、国として重点的に実施すべきとする事業（以下「重点事業」という）を別紙のとおり設定するので、都道府県においては重点事業の設定の趣旨に鑑み、令和 3 年度当初予算において重点事業の推進を図っていただくようお願いします。

また、国土強靱化に関する取組推進のため、国土強靱化地域計画の策定状況を都道府県への予算配分額を算定する一つの要素としますので、引き続き、計画策定及び計画に基づく事業の推進を図っていただくようお願いします。

農山漁村地域整備交付金における重点事業

○ 農業農村基盤整備事業

農業農村基盤整備事業については、農村地域における安全・安心な暮らしを守る防災・減災対策及び国土強靱化の取組の推進、農村地域の収益力強化のための基盤整備等の推進により、農業の成長産業化と美しく伝統のある農村地域の継承を図るとの考えの下、以下の事業を重点事業とする。

- ① 農村地域における防災・減災対策及び国土強靱化の取組
 - i) 被災により住宅や公共施設等に影響を与える恐れがあり、ハザードマップが作成されている、ため池、排水機場、農業用河川工作物等を新設、改修、廃止する事業
 - ii) 個別施設計画等^{※1}に基づき、適切に点検診断、機能保全対策等を実施する事業
 - iii) 流域治水対策として実施する農業水利施設や農地等を整備する事業^{※2}
- ② 農村地域における収益力強化のための基盤整備等の推進
 - i) AI・IoT等を活用したスマート農業の実施に必要な整備を行う事業
 - ii) 農地整備により担い手への農地利用集積率が30ポイント以上向上する事業
 - iii) 中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に則し、都道府県が策定した地域別農業振興計画に基づき実施する事業

○ 森林基盤整備事業

森林基盤整備事業については、森林・林業分野における防災・減災対策及び国土強靱化の取組の推進、競争力強化のための森林基盤整備等の推進により、国土強靱化と林業の競争力強化を推進するとの考えの下、以下の事業を重点事業とする。

- ① 森林・林業分野における防災・減災対策及び国土強靱化の取組
 - i) 事前防災・減災対策等の国土強靱化に資する事業
 - ii) 個別施設計画等^{※1}に基づき、治山施設、林道施設の機能向上や安全性を保つための機能の維持等、防災・減災、老朽化対策として保全対策を実施する事業
 - iii) 流域治水対策として実施する治山施設等を整備する事業^{※2}

② 競争力強化のための森林基盤整備等の推進

i) 育成林の整備を図るための林道整備等の競争力強化に資する事業

○ 水産基盤整備事業

水産基盤整備事業については、漁業地域における安全・安心な暮らしを守る防災・減災対策及び国土強靱化の取組の推進、漁業所得向上等に資する基盤整備等の推進により、水産業の成長産業化と漁業地域の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業を重点事業とする。

① 漁業地域における防災・減災対策及び国土強靱化の取組

- i) 災害発生の防止・災害発生時の避難等のために必要な漁港施設、漁業集落における防災関連施設等を整備する事業
- ii) 個別施設計画等^{※1}に基づき、適切に機能保全対策等を実施する事業
- iii) 流域治水対策として実施する漁港施設等を整備する事業^{※2}

② 漁業所得向上等に資する基盤整備の推進

i) 漁業所得向上に資する施設として浜の活力再生プランに位置づけた事業

○ 海岸保全施設整備事業

海岸保全施設整備事業については、大規模地震・津波・高潮に対する事前防災・減災対策を強力に推進するとの考えの下、以下の事業を重点事業とする。

- ① 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定される地域又は海拔ゼロメートル地帯を対象に実施する海岸堤防等の耐震・津波・高潮対策^{※3, 4}
- ② 海岸保全施設の個別施設計画の更新、個別施設計画等に基づく海岸堤防等の老朽化対策^{※5}
- ③ 流域治水対策として実施する海岸堤防等を整備する事業^{※2}

※1) 「インフラ長寿命化計画」に定められた長寿命化計画（個別施設計画）の記載事項（以下の①～⑥）が記載されていることを要件とする。

- ①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位の考え方、④個別施設の状態等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用

※2) 以下のいずれかに該当することを要件とする。

ア 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの

イ 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

ウ その他、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期目標（流域治水対策（農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、海岸））の達成に資するもの。

※3) 上記耐震対策については、耐震調査結果や背後地域の状況等を踏まえた優先度の高い事業とする。

※4) 国土強靱化地域計画に基づく事業※であることを要件とする。

※国土強靱化地域計画に海岸事業の実施に関する記載がある事業

※5) 新技術等を活用した施設の点検手法等が盛り込まれた長寿命化計画に基づく老朽化対策については、重点配分の対象とする。また、個別施設計画の対策内容には、新技術等の導入検討が記載されていることとする。